

日本における公共圏とマスメディアの両義性

安昌鉉*

I. 問題の所在

1. 公共圏への理解と誤解
2. 研究問題及び研究方法

II. 公共圏とマスメディアの両義性

1. 「公共性」から「公共圏」へ：日本の研究動向
2. 公共圏の両義性
3. マスメディアの両義性

III. 日本におけるメディアと公共圏の両義性：「慰安婦」問題をめぐる言説空間

1. 公共圏の両義性：女性国際戦犯法廷対保守右翼
2. 公共放送の両義性

IV. 結論：規範と現実の相互作用のために

이 논문의 목적은 하버마스의 저작에서 일관되게 나타나는 공론장과 매스미디어의 양면성을 정리하고, 이를 위안부문제를 둘러싼 일본에서의 담론공간에 적용하는데 있다. 이를 위해, 매스미디어의 양면성을 4단계로 정리하였으며, 도쿄국제전범재판을 둘러싼 공론장과 매스미디어의 관계를 중심으로 실태분석을 통해 양면성의 실태를 확인하였다. 연구결과, 첫째 양면성은 규범과 현실의 순환운동에서 규범개념의 재생산이라는 구조를 가진다. 둘째, 하버마스가 공론장과 매스미디어를 양면성으로 파악한 것은 그 가능성을 버리지 않고 이를 규범과 현실간의 상호작용으로 인식한 것에 기인한다. 셋째, 매스미디어는 공중의 탈정치화를 촉진하기도 하지만, 공론장의 제도적 핵심으로서 국가와 자본으로부터 독립, 시민사회에 봉사해야 한다는 규범적 자기이해를 바탕으로 다양한 의견이 대결하는 장으로 기능하도록 민주적으로 조직된다면, 제 공론장에서의 논의를 공적 토의로 활성화시킬 수 있다. 넷째, 위안부문

* 東京大学大学院学際情報学府

제를 둘러싼 담론공간에서 시민사회는 생활세계의 문제를 공론장에 제기, 공적 토론을 불러 일으켰지만, 우익의 정치가와 이익단체 등의 압력으로 비판적 담론은 봉쇄되었다.

주제어: 공론장, 행위자, 헤게모니, 아리나, 위안부문제, NHK

1. 問題の所在

1. 公共圏への理解と誤解

ハーバーマスの公共圏概念は、1989年という「絶好のタイミング」(Calhoun1992)に英訳され、「カルト的ともいえる追隨者を獲得した」(Curran1991=1995,130)。これは、公共圏概念がメディアの遂行すべき規範的役割、すなわちメディアの社会的機能や役割とは何かを再概念化するのに寄与したためである(Garnham1992; Dahlgren1995; 阿部1998)。そして、批判的メディア研究者を中心に、メディアの民主的役割を再確認し、それを遂行する手段として放送の規範的な「あり方」を制度や政策のレベルで論議する試みがなされた。

にもかかわらず、公共圏に対する誤解、あるいは混乱は続いている。代表的に公共圏が実在したか、あるいは実在するかに対する問題提起がなされた(Gitlin1998; Schudson1992)。こうした論争は、公共圏の持つ概念的「二重性」に起因すると考える。つまり、公共圏は、規範と実態を同時に内包しているのである。従って、現実を批判するための理念として公共

園を利用するか、あるいは公共園という概念を現実そのものとして受け入れるかによって論議のレベルは異なる。もし、公共園概念を理念として認識した場合、規範的内容が必要である。しかし、現実存在する「実体」(real forms)として、それをとらえた場合、議論は別のものになる。

では、ハーバーマスは公共園をどうとらえたか。彼は、最初に現実を分析するための尺度、つまり規範的概念として公共園を抽出した。『公共性の構造転換』の序文で明らかにしたように、ブルジョア公共園は「特定時代に固有な類型的カテゴリー」としてとらえられ(Habermas 1962=1973, 1)、同時代の現実の分析に用いられたのである。これがハーバーマスの概念戦略、いや方法論ではないかと考えられる。こうした概念戦略を共有しないと、誤解や混乱が起こるのではないか。すなわち、公共園は抽象的なものになり、過去に存在しなかった、現在にもない、未来にもあるはずのない理想的な概念になってしまうのである。

一方、公共園に対する研究から観察できるもう一つの様態はカラン(2002)が指摘するように、初期の著作の『公共性の構造転換』に集中されているということである。後述するように、公共園は決まっている、決定論的な概念ではなく、規範と現実の間で循環運動を続けており、これはハーバーマスの諸著作を通じて確認できる。

2. 研究問題及び研究方法

本稿の目的は、ハーバーマスの著作から観察できる公共

園とマスメディアの「両義性」(ambivalence)を考察し、それを用いて日本における「慰安婦」問題をめぐる言説空間の実態を事例分析することにある。具体的な研究問題は二つである。第一に、公共園とマスメディアの両義性はどう現われており、それはどのような意味を持つのか。第二に、日本における「慰安婦」問題をめぐる言説空間の中で、公共園と公共放送の両義性はどうとらえるべきか。

このような研究問題を解き明かすため、まず公共園とマスメディアの両面性を4段階に分けてまとめる。これにもとづき、公共園の重要な制度(institution)といえる公共放送がもつ両面性の実態分析を行うことにする。研究方法は主に文献研究を用いる。特に最近の関連研究を見ると、2次文献を引用する場合が少なくないが、本稿ではハーバーマスの著作を中心に彼の主張を引っ張り出し、公共園概念を的確に理解することにウエイトを置くことにする。また、事例分析においては、関連文献を通じ、日本における公共放送の制度的矛盾を明らかにしたい。

II. 公共園とマスメディアの両面性

1. 「公共性」から「公共園」へ：日本の研究動向

公共園概念は、様々な言葉で受容されている。概念の使い方は研究者の趣向であるかもしれないが、公共園を概念化す

るのには「Öffentlichkeit」には「空間性」「公開性」「他者に対する相互了解」という内的作動原理があることを考慮すべきではなかろうか。特に漢字文化圏では、「公」と「私」という言葉の持つ概念上の曖昧さにより、「public」を「私的」の相對語、すなわち国家や行政により近い概念として理解されがちであり、これが更なる混乱を生み出している。こうしたことを解消するためには、空間概念の導入が必要ではないかと考えられる。ハーバーマスが公共圏を「社会的空間」として明らかにしたのは、1992年の『事実性と妥当性』であった。遅ればせながら公共圏を概念化するのに大きい意味があるといえるだろう。

ここでは、日本において公共圏概念がどのように受容されたか、簡単にまとめる。ハーバーマスの初期著作が日本語に翻訳されたのは、1973年であった。その際、「Öffentlichkeit」は「公共性」と受容された。しかし、日本のコミュニケーション研究において、公共圏概念が本格的に注目され始めたのは、やはり1989年に同書が英訳され、英語圏で様々な論議が引き起こされた後であった。

日本で公共圏の受容に決定的な影響を及ぼしたのは、花田達朗(1996; 1999)であろう。彼はメディア、公共圏、市民社会を軸に、マスメディア研究を行い、市民社会の原理が実現できるコミュニケーション空間の形成とジャーナリズムの役割を議論してきた。その中、「Öffentlichkeit」の概念整理のため、ルフェーヴル(H. Lefebvre)の空間論を導入、抽象的な「公共性」の代わりに「公共圏」という概念が妥当であると主張した(1996)。以後、彼は公共圏とマスメディア、特に放送制度の役割や機能を批判的に考察していく(1999)。

斎藤純一(2000)も多様な文献検討にもとづき、公共性と公

共圏に関する概念整理を試みた。彼は「公共性」には「official」「common」「open」と三つの意味が重なりあい、公開性が公共圏の原理であると指摘した。花田の問題提起と斎藤の概念整理などを通じ、日本では一般的に「公共圏」は行為空間、「公共性」はその中での行為原理として理解されている。

阿部潔(1998)はフランクフルト学派と英国の文化研究が公共圏概念を中心に理論的に接近していることに注目、批判的メディア研究への新たな地平の模索を試みた。彼は、英語圏における公共圏についての研究を批判的に検討したうえで、市民社会を中心にその再概念化を試み、公共圏概念を通じて両学派の出会いを察知、これをモダンとポストモダンにつなげながら、批判的研究が直面しているアポリアを乗り越える系口を探す。

一方、インターネットの急速な普及に伴い、公共圏の新たな可能性を開くための試みも1990年代後半から始まる。例えば、吉田純(2000)は社会変化をメディア技術だけで説明する技術決定論を批判し、メディア技術と社会・文化的変動との相互作用を主張する。こうした問題意識から情報化社会の進展による情報ネットワーク社会のあるべき姿を公共圏に基づき、自律的で理性的な市民からそれを求める。

千川剛史(2001)は、メディア中心的研究を批判、行為主体に焦点を当てた実践活動を通じ、インターネットに基盤を置く公共圏構築の理論的な可能性を模索する。更に彼は(2003)、市民社会論の系譜を再整理したうえで、これをハーバーマスの論議と比べながら、オルタナティブな公共圏、市民社会、公共性などを軸にデジタル・ネットワーキングの可能性を論じる。

2. 公共圏の両義性

1) 1989年までの概念変化

これら日本の研究には、公共圏の概念変化が詳細に論じられているが、マスメディアの両義性に関しては十分な分析がなされてないと評価できる。ここでは、公共圏の概念変化を簡単に整理したうえで、マスメディアの両義性に焦点を当てることにしたい。公共圏の概念変化は、花田によれば(1999)、4段階にわたって行われたが、本稿では『公共圏の構造転換』が英語圏に受容された前後に大別して論じる。

1989年までの公共圏の概念変化を簡単にまとめると、第一に、ハーバーマスは歴史過程でブルジョア公共圏を理念型として抽出し、規範的概念として設定した。公共圏は、「公開性」と「他者に対する相互了解」という二つの原理によって構成される。このような規範概念は、20世紀初頭の現実状況に適用された結果、国家と社会の相互浸透により、公共圏に構造変動が起これ、規範に妥当しない現実が矛盾を露呈することになる。第二に、こうした矛盾を解消するため、ハーバーマスは「生活世界」という新しい規範的関係概念を提示する(Habermas1981=1985)。「生活世界」とは、コミュニケーションによる合理性を原理とする行為領域である。しかし、この規範性も再び「システムによる生活世界の植民地化」という現実にあつかり、公共圏はまた矛盾に陥ることになる。第三の段階でハーバーマスは、システムと生活世界間の交換抑止装置として「自立性と自己組織性」という関係概念を導入、それを公共圏に適用し、規範性を探る(Habermas1985=1999)。これは、私的領域に止まっていた自発的連帯を公共圏に移したと

いう点で重要な意味を持つといえる。

2) 1990年代以降の概念変化

(1) 公共圏の再概念化

1990年以後、公共圏概念には大きい修正が施された。これは、いうまでもなく公共圏概念が英語圏に受容され、多様な批判に晒されており、東欧の民主化運動を目撃した結果といえる。こうした変化が窺える文献には、1990年の『公共圏の構造転換』第2版序文、1992年の論文「Further Reflections on the Public Sphere」、そして1992年に出版された『事実性と妥当性』の第8章などがある。

このような修正の核心は、やはり公共圏とマスメディアの「アンビバレンス」を一層明確にしたことであろう(花田1999)。まず、公共圏の再概念化が行われた。公共圏は、意見をめぐるコミュニケーションのためのネットワークであり、日常言語を使って行われるコミュニケーション的行為によって再生産される「社会的空間」であるとした(1992=2003,90-91)。特に、ハーバーマスは「空間性」を強調、公共圏はメディアによる抽象的な空間から、フォーラム、舞台、広場、アリーナなど公衆の具体的な活動の場まで多様であると指摘した(1992=2003,104-105)。こうした公共圏の維持には、法的制度保障とともに、文化伝承、社会化の模範、市民の政治文化の受容態度が必要だといひ、社会的空間のなかの行為者に注目する(1990=1994,xxxvii; 1992=2003,100)。この点に関連して、ハーバーマスは公衆に対する初期の診断が現実を把握するのに適切ではなかったと認め、公衆が抵抗能力、特に批判

的潜在力を持っていると修正する。

(2) 市民社会の再発見

公衆の批判的潜在力を明らかにするため、新しく採用された概念が「市民社会」(civil society)である(1992=2003,97)。再発見された市民社会は、自由主義伝統のブルジョア市民社会とはことなり、経済的な意味が排除されている。その制度的核心を成すのは、「自由意思に基づく、非国家的・非経済的な共同決定および連帯的結合」(1992=2003)である。こうしたネットワーク関係により、公共圏のコミュニケーション構造は生活世界の社会的構成要素に根付くことになり、私的生活領域のなかの社会的問題が知覚され、共感が促され、集約された形で政治的公共圏に提起されうるのである。

自発的連帯のネットワークが形成されるためには、その担い手である市民社会が公共圏のコミュニケーション構造を再生産しなければならない。すなわち、市民社会による公共圏の安定化、市民社会の自己関係性が必要だというのである。ハーバーマスは、コーヘンとアラト(Cohen & Arato)の「二重の政策」概念を導入、市民社会の新しい行為者が持つ「二重の志向性」に注目する(1992=2003,101)。例えば、「新しい社会運動」の運動プログラムは、政治システムへの影響力の行使を目的にすると同時に、既存の連帯的結合及び公共圏の安定化とその拡張、新たな集合的アイデンティティと行為能力の確認も重要視している。そのため、社会運動は攻撃的でありながら、防御的・再帰的(self-referential)だといえるのである。

(3) アリーナとしての公共圏

公共圏のアンビバレンスを浮彫りにするため、ハーバーマスは、それを対決する二つの方向性が衝突し、影響力をめぐって競いあう「アリーナ」と規定する(1992=2003,106-107)。二つの方向性とは、公衆「から」出た行為者と公衆の「前に」登場する行為者である。後者には既存政党、大規模な利益団体などが挙げられ、多様な資源に依存し、世論調査などを利用しつつ、広報活動を行う、利益を享受する行為者である。これに対し、「真正の」行為者には、自己アイデンティティと自己正統化の段階にある社会運動があり、目的追求的政策を用意すると同時に、自己関係的なアイデンティティにかかわる政策をも推進する(二重の志向性)のにその特徴がある。すなわち、社会運動はコミュニケーション的権利の危機に対する感受性を持ち、社会的弱者の排除や抑圧に対抗する用意を持って生活世界の危機問題を提起する行為者である。

これら二つの行為者は公共圏のなかで、ヘゲモニーをめぐる闘争を繰り広げるが、日常生活においては公衆の「前に」登場する行為者が公共圏での影響力を持ち、公衆のコミュニケーション潜在力を閉鎖しようとする。しかしながら、市民社会の行為者が社会的問題状況を知覚し、生活世界の周辺部に危機意識を喚起するならば、権力の影響を受ける公共圏にも力関係が変化するとハーバーマスは指摘する。市民社会の行為者が問題を定式化し、公共圏のなかで扱うように公的論争を引き起すならば、政治的意思形成システムに影響を及ぼし、発議は成功を収めるというのである。

3. マスメディアの両義性

マスメディアは公共圏を構築する核心的制度の一つである。ハーバーマスは、公共圏の概念修正にともない、マスメディアも「アンビヴァレントなもの」としてとらえ、その可能性を探る。では、マスメディアの両義性はどのようなプロセスをたどるのか。公共圏と同様、4段階に分けて検討してみる。

1) 再現的メディア公共圏

公共圏の規範性を概念化する際、印刷メディアは重要な役割を果たす。普及された政治新聞に媒介された公衆は、政治権力への批判を展開し、文芸的公共圏は政治的公共圏への機能転換が起こる。ハーバーマスによれば、この過程は事前検閲制度の撤廃から国会記者席の設置にいたるまでの英国の事例から観察できる(1962=1973,86-96)。しかし、注目すべきは、当時印刷メディアは政治権力に対抗して「言論の自由」を確保しながら、公論形成に貢献したことである。こうした闘争を通じてメディアは公共圏の一つの制度になったというのである。

一方、メディアに対する体系的な分析が欠如しているとの批判にもかかわらず(Peters1993; Thompson1990; 1995)、ハーバーマスは公共圏の構造転換の過程を新聞など印刷メディアの変化を中心に追跡する(1962=1973,249)。公共圏の構造転換に伴い、新聞産業は通信新聞、思想新聞、商業新聞などの政治的機能変化を経験する。その過程を辿るなか、編集局より発行人が、ジャーナリズムより新聞産業が重要視される関係変改が生じる。新聞産業の発達とともに、ジャーナリ

ズムに決定的な影響を及ぼしたのは、商業広告の登場である。広告産業の成長による広報活動(PR)の増加は、報道と広告を融合させ、公衆が公論を形成する様な状況を演出する「合意の工学」を生み出す。これに従い、マスメディアは特定の利益を普遍的な意見のように演出する「再現的(誇示的)メディア公共圏」で転落する(1962=1973,263-264)。

しかし、ハーバーマスは「文化産業論」のような暗い診断のみに下すのではない。その潜在力を探るために、ハーバーマスはメディアを社会制度としてとらえる。すなわち、彼は、マスメディアが国家を相手に行動する社会勢力の制度であり、政治的秩序の内部で公的機能を発揮する私的社会組織といい、国家権力との分離を主張する(1962=1973,277)。これは『事実性と妥当性』で具体化される。

2) 権威的で解放的なメディア

ハーバーマスは、『コミュニケーション的行為の理論』のなかで、行為領域を理論的にシステムと生活世界に分離したが、現実ではシステムの圧力が生活世界に浸透、生活世界には障害が起こる。公共圏とマスメディアは規範と実態が矛盾を露呈し、「アンビヴァレントなもの」に転落したと見た。

こうした両義性を説明するため、取り入れたのが「メディア二元論」である(1981=1987,408-409)。ハーバーマスは、システムの制御媒体(権力・貨幣)と、言語を通じる相互了解を志向する一般化されたコミュニケーション形態としてのメディアとを峻別するのである。つまり、マスメディアは時間的・空間的に離れているコミュニケーション内容を潜在的に存在

するネットワークに送ることにより、抽象的な同時性を構成しており、多面化された脈絡を自由に編集して提供することにより、内容の普遍性を維持することができるというのである。このように形成されたマスメディア公共圏は、多様なコミュニケーションの地平に序列を決めるだけでなく、境界を崩し、これを拡張する。この点に、メディアによる公共圏の両義的な潜在力があるという。マスメディアの両義性が確認できる研究結果として、ハーバーマスはギトルリン、ケラー(D. Keller)などの研究結果を参照する(1981=1987,410-411)。マスメディアには権威的な潜在力と解放的な潜在力が同時に存在し、これら二つの潜在力が競争する両面的な状況というのである。つまり、マスメディアにはシステム論理とは異なり、対抗的な影響力があるのである(Curran,2000)。

3) 自律的公共圏を形成するマスメディア

アンビバレンスの第3段階においてはメディアに対する言及は多くない。ハーバーマスによれば、マスメディアは自律的公共圏を形成する役割を果たす。こうした生活世界の諸公共圏はコミュニケーション・テクノロジーが発達し、言論の自由が保障されることを必要とする。また、普遍性を持つ分化した公共圏は、マスメディアを媒介にした相互作用を通じて自律的に組織された「包括的公共圏」、つまり「自律的公共圏」を構築する。彼は、マスメディアが分化した諸公共圏をつなげて一つの包括的公共圏を形成し、それを通じて社会的統合が可能になるという展望を示す。こうした見解は、1990年代以後には「規範的自己理解」と「民主的組織化」につながる。

4) マスメディアの規範的自己理解

前述したように、1990年代に入ってからハーバーマスは、市民社会を再概念化し、公共圏のなかの行為者の両義性を強調した。と同時に第3の行為者グループとしてジャーナリストに注目、その両面性を浮彫りにする(1992=2003,107-111)。一方では、メディア権力がシステムの命令に従って選別された情報を加工するならば、公的コミュニケーションの脱政治化が促進される。例えば、放送の編集過程で公衆の「メディア・リテラシー」(media literacy)より広告代理店など外的影響力によって番組を編集すると、全体的な文脈が遮断されるなど公的なコミュニケーションの脱政治化を促進する症候群を形成する。これが「文化産業理論」の核心だと批判するハーバーマスは、公共圏が機能しないのはこのためだと指摘する。

しかし、メディア権力は、市民社会の周辺から提起された諸問題を扱い、公的な討議を活性化する役割を果たすことができるという、その潜在力を明らかにした。このため、必要なのは、ハーバーマスによれば、メディアの「民主的組織化」とジャーナリストの「規範的な自己理解」である。具体的に規範的なレベルでグレヴィッチとブルーマー(Gurevitch & Blumer1990)の論議を借り、マスメディアが解決すべき諸原則を提示する。こうした原則にもとづき、ジャーナリズムの職業倫理、専門職倫理に対する自己認識が必要だと指摘する。また、マスメディアの民主的組織化を提起する。これに対し、ハーバーマスは具体的に論じないが、カラン(1991;2000;2005)の民主的メディア・モデルでの公共サービス・メディアが一つの例になりうるだろう。

公共圏は権力化されたマスメディアが支配しているため、市民社会が諸問題を取りあげても政治システムに提起されないという懐疑的な評価に対し、ハーバーマスは、公共圏が停止状態にあるためであると反論する(1992=2003,114)。市民社会が重要な社会問題をとらえ、周縁から危機意識を喚起すると、権力に支配されている公共圏のなかでも力関係が変化する。ゆえに、市民社会の行為者が相応する主題を正式化し、これを公共圏に提起すると、公共圏の内的な運動に従い、その中に内在していた「法則性」が働き始めるというのである。ハーバーマスは、こうした「法則性」は諸公共圏に内在しており、マスメディアの規範的自己理解にも入っていると指摘する。すなわち、公共圏のなかでの行為者が「その影響力を行使できるのは観客の同意があるおかげ」(1992=2003,114)であり、その意味でも公衆の批判的な潜在力は注目に値する。

Ⅲ. 日本におけるメディアと公共圏の両義性：「慰安婦」問題をめぐる言説空間

こうした公共圏とマスメディアの両義性が確認できる事例として、日本における「慰安婦」問題をめぐる言説空間を取りあげたい。この言説空間は、女性への暴力という生活世界の問題を「戦争と女性への暴力日本ネットワーク」(VAWW-Net Japan: Violence Against Women in War-Network Japan、以下ではバウネット・ジャパンと略す)が女性国際戦犯法廷(以下、女性法廷と略す)に提起して開かれた。戦時性

暴力という論争の高まりのなか、公共放送のNHKの取り扱いにより、公共的議題になるはずであった。しかし、政治権力や利益団体などの介入により、市民社会の発議とは全く異なる編集が行われ、結局「慰安婦」問題をめぐる公的なコミュニケーションは脱政治化されたのである。

女性法廷は、世界各国の女性活動家たちによって2000年12月に東京で5日間開催された社会的な空間であった。その目的は「慰安婦」制度という日本軍性奴隷制度が女性に対する戦争犯罪だったことを明らかにし、被害女性の名誉を回復し、その責任を問うことで、性奴隷制度や強姦など現在にも続いている女性への暴力を根絶、人権伸張にあったとする。こうした言説空間は、「従軍慰安婦」という戦時性奴隷制の加害国の女性たちが提唱し、被害国の市民社会と連帯、国際女性運動の協力を得て開かれたグローバルな市民社会による民衆法廷であったといえる。この法廷では、日本軍による性奴隷制度に対する審理に行われ、「天皇裕仁」や日本政府に「人道に対する罪」を適用、有罪が判決された。

このような公共圏での討議は、NHKの教育TVの特集シリーズ「戦争をどう裁くか」の第2夜「問われる戦時性暴力」を通じて取りあげられる予定であった。このため、NHKは制作会社「ドキュメンタリージャパン」(以下、DJと略す)に番組を委託した。DJはバウネット・ジャパンの「特別な協力」(official camera)を得て法廷を独占的に取材した。このように制作された粗編に対し、2回にわたるNHK教養番組部長の試写が行われ、その結果、DJに修正、変更、内容追加などが要求された。NHKの要求通りの制作が出来ないと判断したDJは、編集作業から離脱、編集版はNHKに渡された。以降3回にわたる

異例の放送総局長、番組制作局長、国会担当局長等経営陣の試写を経ながら、大幅な内容変更が繰り返された。放送を数時間後に控えた際には、放送総局長が追加削除を指示したが、制作スタッフが反発すると、「業務命令」として強要した。結局、通常の44分より4分短い40分に縮小されたまま、放送された。この番組のフォーマットは、司会者と二人のコメントーターとのスタジオ対談と関連映像を納めたVTR部分で構成されており、視聴率は0.5%を記録した¹⁾。

しかし、4年後の2005年1月に朝日新聞の報道と、この番組のデスクの内部告発により、当時番組の編集過程に安倍晋三内閣官房副長官²⁾など自民党の有力政治家が介入したことで、NHK経営陣が「通常業務」として政治家に番組に関する事前説明を行ってきたことなどが明らかになり、社会的な議論を引き起こした。

1. 公共圏の両義性：女性国際戦犯法廷対保守右翼

1) 戦時性暴力をめぐる二人の行為者

「慰安婦」問題をめぐる公共圏の両義性は、その言説空間のなかで対決した二つの行為者を通じて明らかになる。二つの行為者は、公衆「から」登場した行為者と、公衆の「前に」出て利益を享受するだけの行為者である。これらを区分する基準

1) 一般的に日本における視聴率1%は、約100万人の視聴と見なされる。

2) 安倍は、A級戦犯として逮捕され不起訴で釈放されて総理になった岸信介の外孫である。彼は第90代総理(2006年9月-2007年9月)を歴任した。官房副長官は2001年1月当時肩書きであり、以下登場する人物も当時を基準とした。

は、既に構築された公共圏を利用するだけなのか、あるいはこれを再生産するかにある。

(1) 公衆「から」出た行為者：バウネット・ジャパン

女性法廷の運営主催は、加害国の女性たちで構成されたバウネット・ジャパンであった。バウネット・ジャパンは、グローバルな観点から活動している非政府組織(NGO)であり、自由意思に基づいた国家と経済領域から独立した自発的な連帯であるといえる。社会的弱者の女性への暴力問題、具体的に第2次対戦中の「慰安婦」問題、沖縄など米軍基地周辺の女性への暴力問題、武力紛争下の女性への暴力問題などについての実態調査、被害者支援、暴力を防止するためのキャンペーンと提言活動などを展開している。また、このような活動を実現できる組織形態を確保しているなど、ハーバーマスのいう市民社会の担い手といえる。これは、その結成過程を通じても確認できる。

バウネット・ジャパンの結成の背景には、韓国の女性運動がある。日本軍による性奴隷制度についての尹貞玉教授の調査結果が1990年1月にハンギョレ新聞に連載され、社会的な問題になった。これをきっかけに「韓国従軍慰安婦問題対策協議会」が組織され、真相糾明を要求するようになっており、被害女性たちが約50年間の長い沈黙を破り始めたのである。こうした動きは、アジア各地に広がっており、旧ユーゴ内戦で数万人の女性が民族浄化の名のもとで強姦されたと報じられ、国際世論が高まり、国際機関も調査を乗り出すことになった。

このような市民社会の活動や国際社会の動きとともに、

日本軍関与を証明する資料が発見され始めた。軍関与を認めざるを得なくなった日本政府は、1992年と1993年に二度にわたる公文書資料や被害女性に対する調査を実施、その結果を発表するとともに、謝罪した³⁾。しかし、一部責任を認めながらも法的な責任は否定し続けた。そんななか、1995年の終戦50周年を迎えた日本政府は、「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)を設立、民間から募金した補償金の支給、総理の謝罪手紙の伝達、政府予算による医療福祉支援などの事業を推進することを発表した。これに対し、被害女性たちと市民社会は、日本政府が国家賠償を否定し、法的な責任を回避しようとする主張、直ちに拒否した。以後、パウネット・ジャパンの成立に直接的な契機になったのは、1996年に東京で開かれた旧ユーゴとルワンダの問題を扱う「戦争と女性に対する暴力」国際会議であった。この会議では、戦時性暴行の再発防止は責任者の処罰によって可能であると結論づけ、極東国際軍事裁判(以下、東京裁判と略す)でなぜ「慰安婦」制度が問われなかったのかに対する問題提起がなされた。こうした問いかけにより、1998年6月にパウネット・ジャパンが公式に設立される。設立準備過程でパウネッ

3) 日本政府は調査を実施、1993年8月に「長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。…当時の軍当局の要請により設営されたものである」と発表した(「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」)。つまり、①慰安所の設置や管理及び慰安婦の移送に旧日本軍が直接・間接に関与し、②軍の要請を受けた業者も甘言、強圧などによって慰安婦を集めた事例が数多くあり、③官憲等が直接加担したこともあり、④慰安所での生活は強制的な状況の下での痛ましいものであったことなどを認め、被害女性たちにお詫びと反省すると同時に、今後歴史研究、歴史教育を通じて、同じ過ちを繰り返さないという決意を表明するとしたのである。NHKは、こうした日本政府や政治システムの共通認識に踏まえ、1995年から「慰安婦」問題に関連した番組を制作し始めた(桜井2006,428)。

ト・ジャパンは、同年4月にソウルで開かれた第5次慰安婦問題アジア連帯会議で女性法廷の開催を提案しており、ジュネーブで開かれた国連人権小委員会のNGOフォーラムでもその構想が発表された。

(2) 公衆の「前に」登場した行為者

女性法廷をめぐる公共圏において、もう一つの行為者を演じたのは、日本の保守右翼団体と既成の政治勢力であった。これら行為者は、女性法廷の開催を妨害する同時に、この問題を取り扱う番組の制作やその放送を中止するよう圧力を行使した。

まず、右翼団体が組織的に動いた。主導的な役割を果たしたのは、自民党右派と密接なつながりを持つ「日本政策研究センター」と改憲と右傾化を掲げた「日本会議」であった(魚住2005；俵2005)。政治システムでは、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」と「日本会議国会議員懇談会」などが主導した。これら組織は、修正主義歴史観や自由主義史観に基づき、歴史教科書問題などに積極的に関与する日本の保守右翼を代表する。例えば、「新しい歴史教科書を作る会」の活動を全面的に支援、1999年の教科書に「慰安婦」問題を削除するよう文部省官僚や出版社社長などに圧力をかけた。また、「慰安婦」制度を認めた政府官僚を追及し、それを撤回するようにした。

2) 戦時性暴力をめぐる二つの行為者の対決

二つの行為者は、戦時性暴力をめぐる公共圏でヘゲモ

ニーをめぐる対決を行った。市民社会の行為者であるバウネット・ジャパンは、生活世界の周辺で女性への暴力という問題を知覚し、これを公共圏のなかで扱うように、公的論争を続けた。このような発議は一時的に成功を収め、公共放送がその問題を取りあげるようになった。しかし、保守右翼団体や既成の政治勢力の圧力、NHK幹部の編集への介入などによって、批判的言説は封じ込められた。

(1) 公的論争を提起したバウネット・ジャパン

女性法廷に戦時性暴力という言説を提起したプロセスを見ると、まず実行委員会は被害国、加害国、国際諮問委員会など三つのグループで構成された。加害国にはバウネット・ジャパンが、被害国には韓国の従軍慰安婦問題対策協議会など6ヶ国の団体が参加した。国際諮問委員会はグローバルな規模で活躍する人権団体、女性団体などの会員たちから構成された。

特に、実行委員会は法廷の公正性や信頼性、すなわち「適法手続きの原理」(due process of law)を確保するため、法廷の準備及び運営、判決の基本方針を決めた「法廷憲章」を策定し、これを厳守するように求めた。具体的な手続きとして、判事と検事団を分離しており、全ての証拠は事務局を通して提出するようにした。また、被告の日本政府に出席を要求する招請状を送ったが、回答がなかったため、国際司法裁判所の規定に基づき、被告側の予想される主張を「法廷助言者」(amicus curiae)に提出するようにし、これを検討した。判決においても「適法手続きの原理」についての判事団の見解が詳述された。これによれば、女性法廷は被告を処罰するのではな

く、勧告を出すだけであり、公論の形成のため、被告の行為を公にするだけだとするなど、国家権力による裁きとは異なると指摘した。

10ヶ国からなる検事団は、起訴状を提出し、日本軍の「慰安婦」制度に対する具体的な証拠を提示した。また、旧ユーゴ国際刑事法廷検察局で法律顧問をつとめた首席検事は、共通起訴状を提出し、敗戦直後に開催された東京裁判で女性への性犯罪を訴追しなかった点を指摘、女性法廷でその責任を問うという点を明らかにした。これに従い、日本政府と天皇裕仁などが被告として提訴された。

法廷では、3日間にわたり、日本の戦争犯罪に対する検事団の論告、被害女性たちの証言、日本政府や天皇の関連性を立証する証拠資料に基づいた審理が行われた。最終日には法廷の論述、予備的事実確定、天皇裕仁の責任と日本の国家責任に対する判決を含んだ予備判決が下され、2001年12月へイグで最終判決が確定された。

(2) 保守右翼の批判的言説の封鎖戦略

戦時性暴力という言葉は高まりを見せ、市民社会の発議は成功を収めるように見えたが、保守右翼団体や政治権力の介入により、封じ込められてしまう。これら勢力は死亡者に対する起訴は一方的であり、一事不再理原則に反し、時効が過ぎており、交戦国ではない植民地は戦争法規が適用されないなどと主張、女性法廷が持つ歴史的意味を希釈しようとした。それだけでなく、女性法廷を取り扱うNHK番組が制作されることを察知、制作や放送を阻むために東奔西走した。

こうした動きは「日本会議」から始まった。事前に女性法廷

を素材とする番組が制作されることを知った「日本会議」は、放送中止を要求する抗議活動を展開しており、連携していた超党的議員組織「日本会議国会議員懇談会」に情報を提供、政治システムの活動を要請した。「日本会議」からの情報や活動の方向などを提供された国会議員は、組織的に動き出しており、安倍官房副長官や中川昭一議員が番組に対する政治的介入に乗り出すようになった。例えば、安倍副長官は、予算説明に同行した放送総局長などとの面会のなか、「従軍慰安婦」問題について持論を展開した後、「NHKがとりわけ求められている公正・中立の立場で報道すべきではないか」と指摘したという。これに対し、安倍副長官は自分のホームページ上で「この模擬裁判は、…明確に偏った内容であることが分かり私は、NHKがとりわけ求められている公正中立の立場で報道すべきではないかと指摘した。これは拉致問題に対する鎮静化を図り北朝鮮が被害者としての立場をアピールする工作宣伝活動の一翼も担っていると睨んでいた」(2005年1月12)と掲載した。更に右翼団体は総務省を訪ね、NHKが公正な報道をするよう規制を要請した。「日本会議」の副会長など役人は、1月26日に総務大臣を面会、NHKが公共放送として相応しい公正な報道をするよう要請したと主張した⁴⁾。

一方、放送が近づくと、右翼団体の活動が激化していく。

4) この団体の機関紙「日本の息吹」の2001年3月号に次のように書いてある。「(番組は)企画自体があまりにも政治的に偏向しており、不偏不党という公共放送の原則に著しく逸脱している…内容についても中心的に紹介された女性国際戦犯法廷の報道は、日本軍による女性への性暴力がいかにもあったかのような印象を与える編集で公正さを欠き、我が国の名誉を傷つけるものであった…事前にこの件を察知した本会では抗議活動を展開し、1月26日にはNHKを管轄する総務省に対して、片山虎之助大臣を訪ね、NHKが公共放送としてふさわしい公共な報道を行うように申し入れを行った」

インターネットの掲示板に放送を反対する意見を掲載しており、電話、ファックス、E-mail、NHK放送センターの前での抗議デモ、制作スタッフへの脅迫などを通じた放送中止を主張した。放送を10日後に控えた2001年1月20日に「女性法廷に抵抗する国民会議」と名乗る団体が番組に対する抗議文をファックスでNHKに送付した。その後、25日には「NHKの反日偏向を是正する国民会議」がNHKの放送は主催者との「反日・偏向合作だと言うほどだ」と中止を要求した。翌日(26日)には「鉄扇会」のインターネット掲示板に「NHKはETV2001の放送を中止しろ」とのメッセージが書き込まれた。1月27日と28日には数十人の右翼団体会員がNHK放送センターに集めて放送中止を要求する抗議集会を開いた。また「維新政党・新風」と「日本世論の会」などの会員約30人がNHKに押しかけ、女性法廷は「反日・偏向」の政治集会といいながら、放送中止を要求した。更に「大日本愛国党」は宣伝車を動員、NHK放送センターに進入した。それだけではなく、これら右翼団体は制作スタッフやその家族に電話などで脅かした。

ここで留意すべきことは、放送前に物理的な手段まで動員した「公衆の『前に』登場した行為者」とは異なり、「公衆『から』出た行為者」は放送後に合法的な手続きで番組改編に対する抗議を展開したことである。まず、バウネット・ジャパンは放送三日後の2月2日に見解と公開質問状を送り、NHKに責任ある説明を求めた。3月2日には抗議文を送った。また、番組シリーズの4人の出演者は「納得のいく説明を」という申し入れ書(2月16日)をNHKに送付した。出演者の一人の米山リサ教授は、海外の著名な学者ら約360人の署名を集め、NHKの責務を訴える抗議文を送った。作家やアーティストなど日本

国内の学者たちも、2878人の署名を集め、5月9日に「見解と要望」をNHKに手渡した。

これらの抗議行動に対し、NHKは十分な説明責任を果たさなかった。結局バウネット・ジャパンは東京地裁に提訴すると同時に、「放送と人権等権利に関する委員会機構」(BPO)にも申し立てることになる。BPOは、NHKに「放送倫理に違反した」との見解を提示した(2003年3月)。東京地方裁判所は、取材を受けた側が番組にもつ「期待・信頼」も法的保護対象になるとし、DJに責任があるとの判決を下した(2004年3月)。2審の東京高等裁判所では、NHK経営陣が安倍副長官の発言を忖度して企画意図から離れた編集を制作現場に強要したと、NHKにも賠償を命じた(2007年1月)。しかし、最高裁判所はNHKに損害賠償を認めた東京高裁判決を破棄し、焦点の「政治の介入」についての判断をも避けた(2008年6月)。

2. 公共放送の両義性

1) NHKの「情報加工戦略」

当初DJがNHKから承認を受けた「戦時性暴力の責任を問う」という企画意図には、①女性法廷の過程をつぶさに追う、②世界の専門家によってどのように裁かれるののかを見届ける、③世界中のブレーンを集結する国際法廷がどのように作られ、実際に進められていくのか、また、国際世論が戦時性暴力にどのような審判を下すののかを見届けるなかで、何が問われてきたのかを見据えたいなどが含まれていた

(VAWW-NetJapan編2005,24)。このような企画意図に沿って番組は制作されたが、編集過程で放送総局長、番組制作局長、国会担当局長、教養番組部長などNHK幹部が再加工するよう指示した。

吉見俊哉(2003)によれば、番組は二つの戦略を通じて編集が行われた。第一に、法廷の主催者であるバウネット・ジャパンと被害女性の権利回復運動を支持するフェミニズムの国際的ネットワークを削除する戦略である。このため、NHKはオープニング画面に登場する法廷の映像を除去した。このことにより、法廷は単純な「模擬裁判」ではなく、市民の力で国際法に影響を及ぼすことのできる1990年代以後の世界的な流れであるという部分など、その性格にかかわる発言や映像が全て消えることになった。

第二の編集の戦略は、戦時性暴力の加害者である日本政府と天皇裕仁、すなわち被告の姿を隠蔽することである。これは慰安所などで強姦など暴行を加えた日本軍兵士、慰安所の設置を戦時政策として推進した日本政府、このような政策の頂点にあった天皇の責任を面責しようとする意図だといえる。このため、まずNHKは、番組のタイトルであった「問われる日本軍の戦時性暴力」から「日本軍」を削除、「問われる戦時性暴力」に変えた。また、放送の3日前まで修正台本に残っていた日本軍兵士の法廷証言を完全に削除した。更に法廷での判決、すなわち認定の概要の中で「君が代と昭和天皇の責任を認める」と述べる部分の映像も切り捨てられた。そして、海外メディアの取材及び報道を紹介した部分においても、判決内容の言及がない部分のみ挿入した。司会者とコメンテーターとの対談部分に含まれていた「昭和天皇」はもちろん、「日

本軍」や「日本政府」の責任を述べる部分は全て排除された。

こうした戦略は放送前日と当日(1月29日と30日)に実行された。放送前日に、安倍議員と面会した放送総局長、国会担当局長、番組制作局長ら3人は、既に編集が終わったVTRを試写、全面削除、部分削除、内容追加など三つの内容修正を指示する(星2005)。全面削除が要求されたのは女性法廷で日本軍の強姦や「慰安婦」制度が「人道に対する罪」を構成すると認定し、日本政府と昭和天皇に責任があると宣言する部分である。部分削除は、既に大幅な削除が行われたスタジオでコメンテーターの発言のなか、法廷の歴史的な意味を説明する発言である。その代わりに、法廷に否定的な歴史学者のインタビューは、内容追加が指示された。

こうした指示により、放送当日までVTRの編集作業が行われ、通常より1分短い43分の番組が完成された。しかし、番組の改編は、ここで止まらなかった。放送を数時間後に控えた30日の夕方、放送総局長から更なる削除の指示が下された。これに対し、制作現場は反発したが、放送総局長は「業務命令」と強要した。最終的に削除された部分は、中国と東ティモールの被害女性の証言、日本軍兵士の証言であった。このなかで、慰安所や強姦など性暴力に対する日本軍兵士の証言部分は、既に中国人女性を輪姦したとの内容と「慰安婦」体験などに対する証言部分が削除された状態であったが、放送総局長の「業務命令」により、日本軍や日本兵士などが含まれている全ての部分が削除された。

女性法廷の検事	日本軍にどう扱われたか教えてください。
被害女性1	男も女も畑で働かされました。一日中、動物のようにこき使われたのです。
被害女性2	日本兵士は次々に私たちを強かんしました。動物のように扱われ、逃げようすると、両親を殺すと脅かされました。
ナレーション	民間法廷では元日本兵が、中国で従軍した時に、体験した慰安所や性暴力について語りました。
元日本兵	一個大隊が駐屯する所には、必ず二軒以上の慰安所があり、それはみんな朝鮮の人たちでした。日本軍の軍医は週に一回、必ず身体検査をやっておりました。それは、性病の検査をしていました。
女性法廷の検事	強かんを目撃したり、あるいは自ら関わることはありましたか。
元日本兵	軍隊では、戦場では強かんはつきものでした。絶対抵抗できない人たちを、勝手に、むやみに強かんをして、しかし逆らえば殺したというのが実情でした。

2) 公共放送の両面性：「ナショナル」対「グローバル」

こうした二つの行為者の対決により、日本の公共放送制度を支えてきた規範概念の偏狭さが明らかになったといえる⁵⁾。それは、新聞報道と内部告発で公になった。2005年1月

5) いわゆる「NHK問題」とは、こうした矛盾を示す。しかし、この問題は政治的圧力による番組改編の以外にも、様々な問題が絡み合っている。例えば、芸能番組のPDやソウルなど海外支局の特派員などが制作費を増し請求したと、2004年7月から報じられた。こうした不祥事に対し、NHK執行部は業務総点検、法令遵守強化などを実施した。しかし、会長が参考人として招致された国会の審議模様を、「編集権」を掲げて生中継しなかった。また、自己検証番組に出演した会長は責任より精神論や自己辯明で一貫しており、責任を負って辞任した理事3人を新任会長の顧問に任命した。更に、NHK経営陣は、国会議員への番組の事前説明を「通常業務」といい続けた。こうした相次ぐ不祥事と一連の対応は、NHKの危機管理能力の不在を明るみに出した。特に、多くのメディア研究者は、政治的圧力によってドキュメンタリー番組が改編されたこと、経営陣が国会議員に番組を説明することを「通常業務」と主張することなどは、権力から独立して市民の知る権利に奉仕すべきだという

12日、編集過程で有力政治家が圧力を行使したと朝日新聞が報じた。翌日には、当時同番組のデスクが政治家の介入で番組が改編されたと告発した。内部告発により、朝日新聞の報道を裏付ける政治家の介入に関して証言がなされており、会長への報告や報告書が存在していたと暴露された。

こうした朝日新聞の報道や内部告発に対し、NHKは直に当時の放送総局長などを立たせて記者会見を開き、番組編集は政治的圧力によってではなく、自主的に行われたとした。また、国会議員との面談は新年予算に関する説明が目的であり、あわせてその番組の企画意図などを説明しただけだったと主張した。更に国会議員に対し、制作中の番組の内容を事前に説明するのは「通常業務」であり、業務の範囲内で説明が行われたと言い切った。その後、開かれた記者会見や国会審問などにおいても新任会長などが番組の事前説明を通常業務だと正当化した。また、自社のニュース番組の「NHKニュース7」「NHKニュース10」などで当事者だけではなく、関連の政治家を登場人物として出演させて同局の主張だけを一方的に報道した(石田2005)。

これに対し、パウネット・ジャパンの活動は、新しい市民社会運動、特にジェンダーの観点から評価することができる。第一に、女性法廷が下した判決はジェンダーの視点が貫徹されたことである。首席検事は、最終論告のなかで、事実確定にも法の適用にもジェンダー分析を判事団に要望しており、それは判決のなかに反映された。すなわち、日本の侵略戦争に道具化された被害者は、社会的に最も弱い立場にある

公共放送の制度的規範とその実態の間の矛盾を露呈した事例だと指摘する。

若い女性であり、女性差別、民族・人種差別、階級差別などが作用されたことが指摘された。また、ジェンダーに対する犯罪として「慰安婦」制度を徹底的に追及し、大規模の戦時性暴力の原因として「国家、軍国主義、ジェンダー」の項目のなかで、天皇のための戦争で女性を手段とした日本の軍国主義や家父長制の結びつきを暴露した。

第二に、東京裁判で裁かれなかった旧日本軍の性奴隷制度に焦点をあて、その実態や残酷さを証言や証拠に基づいて突き止め、包括的かつ深層的な歴史的・法的分析が行われた点である。つまり、国家が認めた強姦の制度化や性奴隷化を「人道に対する罪」で断罪したのである。

第三に、性奴隷制度についての言説をまとめたことも評価に値する。「慰安婦」制度を公娼制度、売春婦制度と主張する右翼の言説に抵抗し、判決ではそれを強制売春ではなく、性奴隷制と呼ぶべきだと強調した。すなわち、売春は自発性や不道德さを内包しており、強制売春という言葉は男性中心であるため、その残酷な実態を表す言葉としては不適当だということである⁶⁾。

第四に、女性が主体になって男性中心的な国際法に対し、異論を提起したことである。日本政府は、サンフランシスコ講和条約や二国間賠償協定などによって賠償問題が解決されたと主張してきた。それに対し、そうした条約の交渉過程で女性が排除されており、性奴隷制度に対する問題提起がなされたことがなかったため、これらの条約は対象外であると反論した。国際条約の交渉過程や国際法そのものに内在する男

6) こうしたことを受け、筆者も本文で括弧入れの「慰安婦」と書いた。

性中心的偏向が戦時性暴力の不処罰の文化を維持してきたとの指摘もなされた。

最後に、国家(あるいは国境)という垣根を越え、グローバルな世界女性たちが自由意思や人類愛のもとで連帯し、正義を実現しようとしたことである。女性法廷には、日本国内で約300の市民団体をはじめ、アムネスティ・インターナショナルなど海外の市民団体が参加したグローバルな市民社会のネットワークを形成したといえるだろう。特に、注目すべきことは、既存の女性運動とは異なって「法廷憲章」が作成され、法律専門家として検事団や判事団が構成され、証言や証拠などにもとづき、厳密な法的手続きを通じて判決が下されたことである。

以上の内容を簡単にまとめると、公共放送のNHKを支えてきた理念である「公共性」は、ナショナルな枠組みを持ち、国益を前提としたネーション・ステイトの範囲においての批判的な監視機能として理解される。すなわち、ブルジョア公共圏の理念にもとづいたNHKの「公共性」は、国境という境界を乗り越えることができなかったのである。また、自社のニュース番組を利用して自己正統性を主張し、威信を演出したのは「代表的具現の公共圏」の断面だといえる。一方、パウネット・ジャパンなど女性法廷の主催者は、ブルジョア公共圏から排除されてきた女性の立場で、男性中心的かつ国民国家中心的な価値観を越えて、より「グローバルでラディカルなもの」を目指したといえる。すなわち、前者は「ナショナルな公共圏」を、後者は「ラディカルな公共圏」を追求したと評価できるだろう。

IV. 結論：規範と現実の相互作用のために

本稿では、ハーバーマスの著作から公共圏とマスメディアの両義性を整理したうえで、「慰安婦」問題をめぐる言説空間を事例に実態分析を行った。こうした両義性は、どのような構造を持つのだろうか。これに対し、花田(1999)は、規範と実態の循環運動のなかで、規範概念の再生産が行われたと指摘する。規範概念を設定し、これを現実に応用して矛盾が起り、新しい関係概念を模索したといひ換えられる。

では、ハーバーマスは、なぜ公共圏とマスメディアを規範と現実の相互作用の中でとらえ続けたのか。これは、公共圏が固定された空間ではなく、空間運動を絶えず続けているという点で探し求めるべきではないかと考えられる。故にハーバーマスは決定論に批判的な姿勢をとり続けてきたのである。例えば、マルクス主義の政治経済学に対しては経済還元論と批判しており(Habermas,1981=1987,327-381)、ルーマン(N. Luhmann)の社会システム理論に対しては規範のない社会システム決定論と批判した(Habermas1985=1999,627-652; 1992=2003,58-89; Habermas & Luhmann1971=1987)。また、電子メディアによる「場の感覚の喪失」を唱えたメイロウィッツ(J. Meyrowitz)の主張にも「短絡的である」(Habermas1990=1994, xL-xLii)と退ける。ハーバーマスが強調するのは、非決定論の立場に立ち、行為主体が決めて行く過程そのものである。このような決定の過程やその手続きが公共圏の原理といえるだろう。

問題は、弁証法的関係のなかで、規範と現実をどうとらえるかにある。規範に妥当しない現実は何であり、現実の変化には新しい規範を設営することでその問題状況が解決される

かという問いである。新たな規範の模索が求められるほど、現実の何が変わったかについての的確な分析も欠かせない。例えば、放送制度の場合、デジタル化がもたらす多チャンネル化・多メディア化という新しい環境は、その制度を支える規範を修正しなければならない変化なのかに対する十分な分析が要求される。最近、これについての興味深い論議として、公共放送制度の社会的役割や機能をめぐるガーナム(N. Garnham)とザッカー(E. Jacka)の論争が挙げられる。ザッカー(2003)は、モダニズムの代議制民主主義に根拠したマスメディアの民主的機能は失敗しており、記号民主主義にもとづくポストモダニズムには妥当しないと批判する。すなわち、モダニズムに依拠した規範は、ポストモダニズムの現実とは合わないため、規範は見直されるべきと主張する。これに対し、ガーナム(2003)は、近代のプロジェクトはまだ進行中であり、ザッカーのいうポストモダニズムの現実が代議制民主主義の規範を無視するほど変わったとはいえないと反論する。

結論的に、ハーバーマスが公共圏とマスメディアを「アンビヴァレントなもの」としてとらえたのは、現実の矛盾を捨てるのではなく、規範に妥当する方向に実態を変えるためである。両義性を持つ公共圏とマスメディアが、規範と実態の矛盾関係のなかで、どの方向に向いていくかは規範の力に依存する。故にマスメディアが直面している実態的矛盾を明らかにするためには、これを照らす規範が必要であると考ええる。規範的自己理解にもとづいたマスメディアが、多様な意見が対決する場として機能するよう民主的に組織化されるならば、多様な公共圏での論議を公的討議に活性化出来るのではないか。

参考文献

- Calhoun, Craig. ed.. 1992. *Habermas and the Public Sphere*. Cambridge: The MIT Press.
- Collins, Richard. 1998. *From Satellite to Single Market: New Communication Technologies and European Public Service Broadcasting*. London. Routledge.
- Curran, James. 1991. "Mass Media and Democracy: A Reappraisal." J. Curran & M. Gurevitch (eds.). *Mass media and society*. London: Edward Arnold. pp.82-117.
- Curran, James. 2000. "Rethinking Media and Democracy." J. Curran, M. Gurevitch (eds.). *Mass Media and Society*. (3rd). London: Arnold. pp.120-154.
- Curran, James. 2005. "Mediations of Democracy." J. Curran & M. Gurevitch (eds.). *Mass Media and Society*. (4th). London: Arnold. pp.122-149.
- Dahlgren, Peter. 1995. *Television and the Public Sphere: Citizenship, Democracy and the Media*. London: Sage.
- Garnham, Nicholas. 1992. "The Media and the Public Sphere." C. Calhoun (ed.). *Habermas and the Public Sphere*. Cambridge: The MIT Press. pp.359-376.
- Garnham, Nicholas. 2003. "A Response to Elizabeth Jacka's Democracy as Defeat." *Television & New Media*. 4(2). pp.193-200.
- Gitlin, Todd. 1998. "Public sphere or public sphericules?" T. Liebes & J. Curran(eds.). *Media, ritual, identity*. London: Routledge. pp.168-175.
- Habermas, Jurgen. & Nicholas Luhmann. 1971. *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie: Was leistet die Systemforschung* Frankfurt a. M.: Suhrkamp(佐藤嘉一・山口節郎・藤沢賢一郎訳).
1987. 『批判理論と社会システム理論: ハーバーマス=ルーマン論争』東京: 木鐸社)
- Habermas, Jurgen. 1985. *Der philosophische Diskurs der Moderne: Zwölf Vorlesungen*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp(三島憲一他訳).
1999. 『近代の哲学的ディスクール』東京: 岩波書店)

- Habermas, Jurgen. 1962/1989. *The Structural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry into a Category of Bourgeois Society*. Cambridge: The MIT Press.
- Habermas, Jurgen. 1990. Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Frankfurt am Main: Suhrkamp(細谷貞雄・山田正行訳. 1994.『公共性の構造転換: 市民社会の一カテゴリーについての探究』第2版. 東京: 未来社)
- Habermas, Jurgen. 1992. "Further Reflections on the Public Sphere." C. Calhoun. (ed.). *Habermas and the Public Sphere*. Cambridge: The MIT Press, pp.421-461.
- Habermas, Jurgen. 1992. Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats, Frankfurt am Main: Suhrkamp(河上倫逸・耳野健二訳. 2003.『事実性と妥当性: 法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』東京: 未来社)
- Jacka, Elizabeth. 2003. "Democracy as defeat: The Impotence of Arguments for Public Service Broadcasting." *Television & New Media*. 4(2). pp.177-191.
- Peters, John. 1993. "Distrust of Representation: Habermas on the Public Sphere." *Media, Culture, and Society*. 15(4). pp.541-571.
- Schudson, Michael. 1992. "Was There Ever a Public Sphere? If So, When? Reflections on the American Case." C. Calhoun. (ed.). *Habermas and the Public Sphere*. Cambridge: The MIT Press. pp.143-163.
- Thompson, John. 1990. *Ideology and Modern Culture: Critical Social Theory in the Era of Mass Communication*. Stanford: Stanford University Press.
- Thompson, John. 1995. *The Media and Modernity: A Social Theory of the Media*. Cambridge: Polity Press.
- 阿部潔. 1998.『公共圏とコミュニケーション: 批判的研究の新たな地平』京都: ミネルヴァ書房.
- 川崎泰資・柴田鉄治. 2004.『検証日本の組織ジャーナリズム』NHK

- と朝日新聞』東京：岩波書店。
- 桜井均，2005，『テレビは戦争をどう描いてきたか』東京：岩波書店。
- 花田達朗，1996，『公共圏という名の社会空間：公共圏、メディア、市民社会』東京：木鐸社。
- 花田達朗，1999，『メディアと公共圏のポリティクス』東京：東京大学出版会。
- 花田達朗・林香里，2005，「公共放送のリアリティとジレンマ」『世界』738号，東京：岩波書店，pp.186-195。
- 千川剛史，2000，『公共圏の社会学：デジタル・ネットワーキングによる公共圏構築へ向けて』京都：法律文化社。
- 千川剛史，2003，『公共圏とデジタル・ネットワーキング』京都：法律文化社。
- 星徹，2005，「NHK番組改変で隠された部分はここだ」『週刊金曜日』551号，pp.18-20。
- 石田英敬，2005，「世界を覆い隠すメディア・ウォール」『世界』738号，東京：岩波書店，pp.205-212。
- 小玉美意子・小林直美，2003，「『女性国際戦犯法廷』から『問われる戦時性暴力』へ：NHKETV2001『シリーズ戦争をどう裁くか第2回』改編が提示する諸問題」『ソシオロジスト』5(1)，pp.127-164。
- メディアの危機を訴える市民ネットワーク編，2006，『番組はなぜ改ざんされたか：NHK・ETV事件の深層』東京：一葉社。
- 中村信也，2005，「NHK・ETV2001改竄の裏側」筑紫哲也(ほか)編『メディアの権力性』東京：岩波書店，pp.143-152。
- 魚住昭，2005，「政治的介入の決定的証拠」『月刊現代』(2005年9月号)，東京：講談社，pp.29-49。
- 斎藤純一，2000，『公共性』東京：岩波書店。
- 田原茂行，2005，『視聴者が動いた巨大NHKがなくなる』東京：草思社。
- 依義文，2005，「NHK番組改変の真相はこうだ」『週刊金曜日』441号，p.21。
- VAWW-NETJapan編，2000，『日本軍性奴隷制を裁く：2000年女性国際戦犯法廷の記録』東京：緑風出版。
- VAWW-NETJapan編，2001，『裁かれた戦時性暴力：「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」とは何であったか』東京：現代書館。
- VAWW-NETJapan編，2002，『Q&A女性国際戦犯法廷：「慰安婦」制度

- をどう裁いたか』東京: 明石書店.
- VAWW-NetJapan編. 2005. 『NHK番組改変と政治介入: 女性国際戦犯
法廷をめぐって何が起きたか』横浜: 世織書房.
- 吉田純. 2000. 『インターネット空間の社会学: 情報ネットワーク社会
と公共圏』京都: 世界思想社.
- 吉見俊哉. 2003. 『カルチュラル・ターン文化の政治学へ』京都: 人文
書院.

The Ambivalence of the Public Sphere and Mass Media in Japan

AHN Chang-Hyun

Doctoral Candidate,
Graduate School of Interdisciplinary Information Studies,
The University of Tokyo

A purpose of this article is to examine a ambivalence of the public sphere and mass media seen through Jurgen Habermas's writings consistently. Such a ambivalence have structure of the reproduction of a normative concepts in cycling with norms and realities. In Habermas's literatures, it seems that the ambivalence of the public sphere and mass media can be arranged for four phases. First, the concept of the public sphere extracted as an ideal type from a historical process of Western European society is applied to analysis of realities and becomes ambivalent things. Second, lifeworld as a new normative concept is set. Third, it has faced realities of the colonization of the lifeworld by the system, and the concepts of self-organizing and mutual-subjectivity are introduced newly. Forth, thus civil society as the normative concept is made. In other words, it can be said that Habermas is grasping the public sphere and mass media as an interaction between norms and realities. It is caused by his recognition that caught the public sphere and mass media as ambivalent things without abandoning these potentialities. For the mass media, it is possible to play the role which activates a public debate, if managed by democratic systematization and normative

self-understanding. However, it works to depoliticize public communication if the information sorted out according to the command of a system is processed. It is asked a reconfirmation and embodiment of the normative principles for mass media. That is democratic systematizing so that it may function as an arena after confirming principles for serving civil society independently of the state and the capital.

Key Words: public sphere, mass media, ambivalence, normative principles, democratic systematizing